

国立国会図書館事務文書開示・個人情報保護審査会 規則

(平成二十九年七月二十一日国立国会図書館規則第五号)

改正 令和五年三月二十九日国立国会図書館規則第二号

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館事務文書開示規則(平成二十三年国立国会図書館規則第四号。第六条第一項及び第三項において「事務文書開示規則」という。)第十一條第二項又は国立国会図書館の保有する個人情報保護に関する規則(平成二十九年国立国会図書館規則第四号。第六条第一項及び第三項において「個人情報保護規則」という。)第二十五條第一項の規定による諮問に応じ苦情の申出について調査審議するため、国立国会図書館に、国立国会図書館事務文書開示・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(組織)

第二条 審査会は、委員三人をもって組織する。

(委員)

第三条 委員は、学識経験のある者のうちから、国立国会図書館長(第六条において「館長」という。)が委嘱する。

2 委員の委嘱期間は、二年とし、再委嘱されることを妨げない。

ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残存期間

とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(調査審議手続の非公開)

第五条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

(審査会による調査)

第六条 審査会は、必要があると認めるときは、館長に対し、事務文書(事務文書開示規則第二条に規定する事務文書をいう。以下この項及び次項において同じ。)又は保有個人情報(個人情報保護規則第二条第四項に規定する保有個人情報をいう。以下この項及び次項において同じ。)の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された事務文書又は保有個人情報の開示を求められない。

2 審査会は、必要があると認めるときは、館長に対し、事務文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

3 前二項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めると

きは、事務文書開示規則第十一条第一項若しくは個人情報保護規則第二十五条第一項の規定による苦情の申出をした者若しくは事務文書開示規則第九条第一項若しくは個人情報保護規則第十六条第一項若しくは第二項の規定により意見を求められた第三者（開示に反対する意見を提出した者に限る。）（次項において「苦情申出関係者」と総称する。）又は館長に意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

4 審査会は、苦情申出関係者又は館長から申出があつたときは、前項の規定により、当該申出をした者に意見書又は資料の提出を求めるものとする。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

（庶務）

第七条 審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。

（雑則）

第八条 この規則に定めるもののほか、調査審議の手續その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十九年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に国立国会図書館事務文書開示規則の一部を改正する規則（平成二十九年国立国会図書館規則第六号）に

よる改正前の国立国会図書館事務文書開示規則（以下「旧規則」という。）第十二条第三項の規定により委嘱された国立国会図書館事務文書開示審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第三条第一項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の委嘱期間は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧規則第十二条第三項の規定により委嘱された旧審査会の委員としての委嘱期間の残存期間と同一の期間とする。

3 この規則の施行の際現に旧規則第十二条第六項の規定により選任された旧審査会の会長である者又は同条第八項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されている者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第四条第一項の規定により会長として選任され、又は同条第三項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則（令和五年三月二十九日国立国会図書館規則第二号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。